

# 北海道上川地域公共交通利便増進実施計画【旭川市～名寄市・上川町方面】概要

**策定目的**

- 将来にわたり持続可能な公共交通機関へと転換
- 行政と事業者や関係者が連携・協力

「北海道上川地域公共交通計画」を策定（令和5年6月）

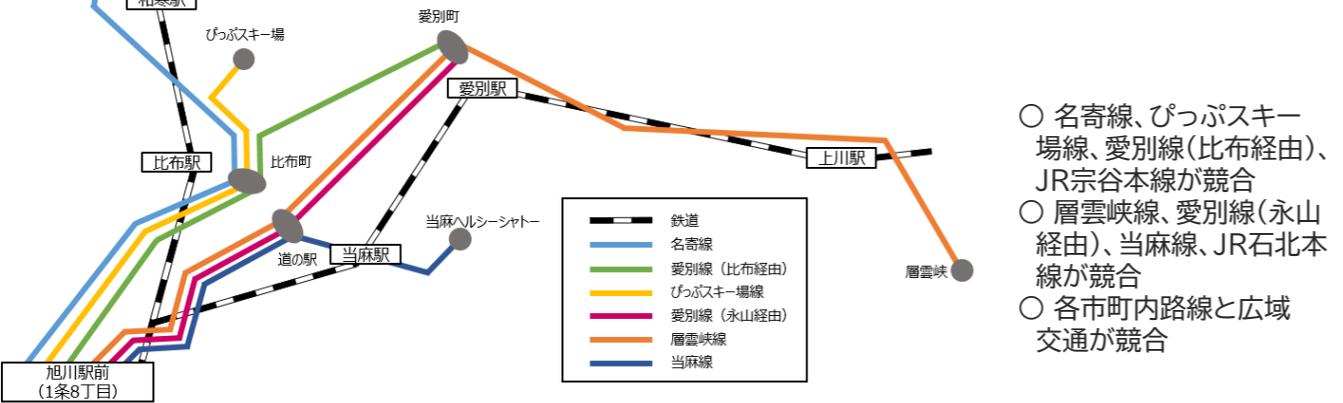
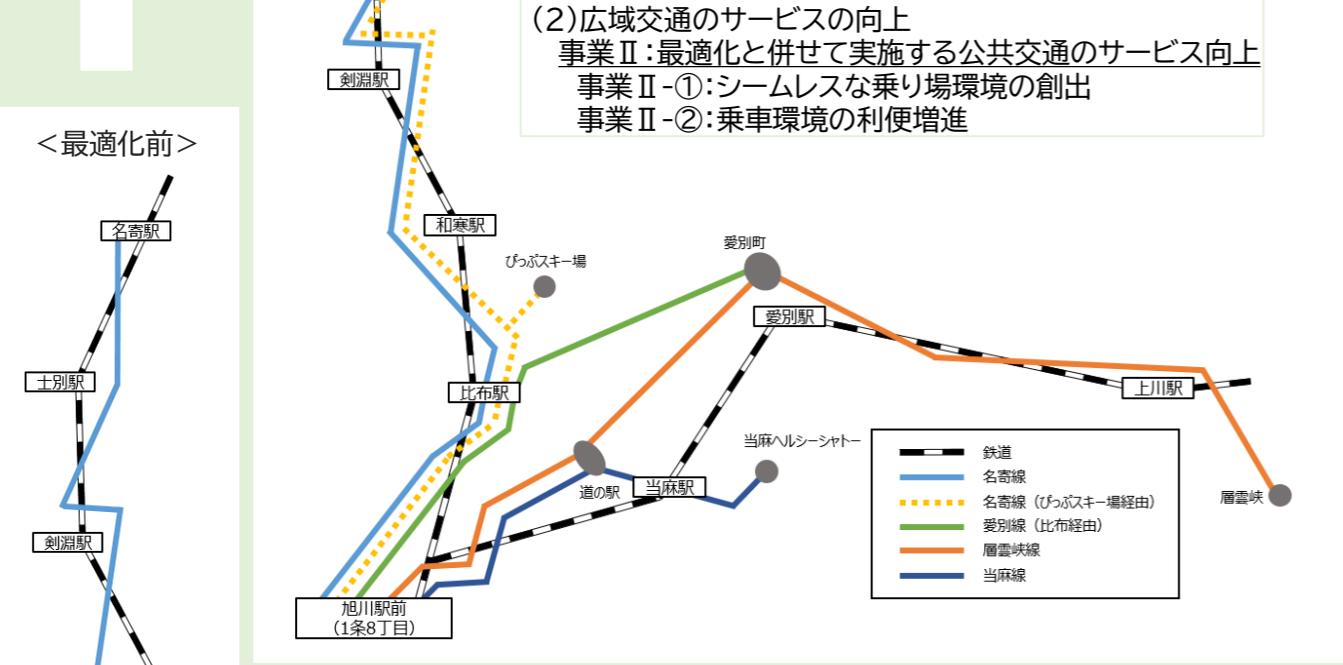
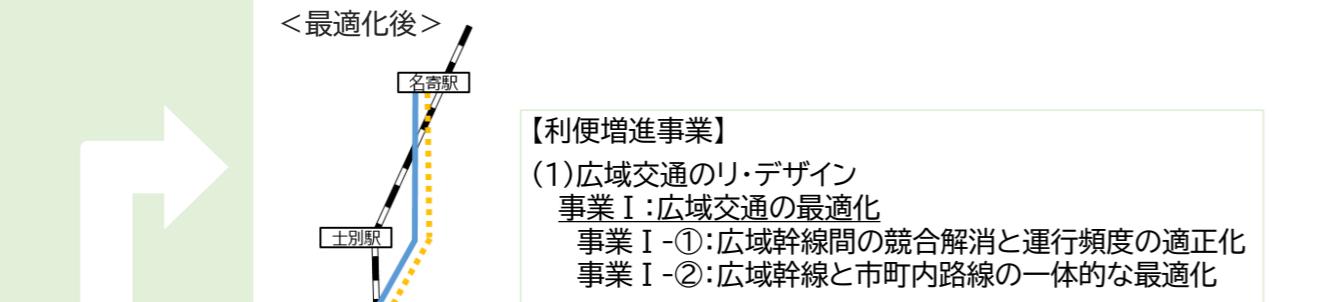
本計画は「北海道上川地域公共交通計画」に定めた施策を展開するため策定するもの

**実施区域**

北海道上川地域の旭川市～名寄市エリア(旭川市、士別市、名寄市、比布町、和寒町、剣淵町)及び旭川市～上川町エリア(旭川市、当麻町、比布町、愛別町、上川町)

最適化の方向性：最適化により持続可能な形での広域的な公共交通ネットワークの確保を図ります

- バスと鉄道、バスとバスがそれぞれ競合している
  - 名寄線は比布駅を經由しない
  - バスと鉄道間の乗り継ぎサービスはない など
- 競合路線の解消
  - 交通結節化による利便性の向上
  - サービス向上策の実施



**▶ 事業Ⅰ：広域交通の最適化**

競合を解消するとともに運行頻度の適正化を行うことで、公共交通ネットワークの最適化を図ります

**事業Ⅰ-①：広域幹線間の競合解消と運行頻度の適正化**

- 名寄線の運行頻度とダイヤを調整
- 名寄線の一部をびっバススキー場経由化
- 愛別線(比布経由)の運行頻度の適正化
- 層雲峡線及び当麻線のダイヤや愛別線の運行頻度を調整

**事業Ⅰ-②：広域幹線と市町内路線の一体的な最適化**

- 比布町内の無料定期バスの運行を再編し、名寄線(びっバススキー場経由)への利用に集約
- 層雲峡線及び当麻線と旭川市内の競合系統のダイヤを調整(発着時刻や駅での接続を改善)

**<旭川市～名寄市方面>** 下記は夏ダイヤ(4月～11月)の場合

最適化前	最適化後	増減	最適化の内容
対象系統	対象系統	便数	
名寄線	名寄線※	24 → 12	-12 競合ダイヤを見直し
びっバススキー場線	名寄線(スキー場経由)	6 → 10	+4 名寄線に再編
愛別線(比布経由)	愛別線(比布経由)	14 → 12	-2 利用の少ない便の再編

※名寄線はスキー場経由を含む便数  
※夏期はスキー場経由が遊湯びっバス経由となる

**<旭川市～上川町方面>**

最適化前	最適化後	増減	最適化の内容
対象系統	対象系統	便数	
層雲峡線	層雲峡線	14 → 14	0 ダイヤを調整
愛別線(永山経由)	-	6 → 0	-6 層雲峡線に再編
当麻線※	当麻線※	22 → 22	0 ダイヤを調整
愛別線(比布経由)	愛別線(比布経由)	14 → 12	-2 (再編)

※当麻線は未広域経由を含む便数

**<最適化前>** **<最適化後>**

最適化前	最適化後	増減	最適化の内容
対象系統	対象系統	便数	
びっバススキー場線	名寄線(スキー場経由)	6 → 10	+4 名寄線に再編
比布町内無料バス	比布町内無料バス	6 → 6	0

※夏期はスキー場経由が遊湯びっバス経由となる

**▶ 事業Ⅱ：最適化と併せて実施する公共交通のサービス向上**

サービス向上により利用を促進・創出することで、持続可能な公共交通ネットワークを確保します

**事業Ⅱ-①：シームレスな乗り場環境の創出**

- 名寄線、愛別線を比布駅経由化
- 当麻線を旭川駅発着に経路変更
- 旭川駅発着の層雲峡線を「1条8丁目」経由に経路変更

**事業Ⅱ-②：乗車環境の利便増進**

- タッチ決済の利活用促進やWi-Fi設備の導入
- 極めて利用の少ないバス停の見直し
- 交通結節(比布駅)におけるICTを活用した情報発信機器の導入等

**<旭川市～名寄市方面>** **<旭川市～上川町方面>**

**▶ その他の取組**

- 「最適化」や「さらなるシームレスな乗り場環境の創出」の必要性・実施について、エリア別検討会において継続的に協議・検討を行います

**▶ 実施予定期間** 令和6年10月から事業実施

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
北海道上川地域公共交通計画	[進捗状況]				
北海道上川地域公共交通利便増進実施計画(旭川市～名寄市・上川町方面)		実施	検討・見直し		

**▶ 利便増進事業の効果**

- 平均乗車密度の向上 【現況】R5年度:3.5 ⇒ R9年度:5.0(3.3)
- 公共交通事業の収支率の向上 【現況】R5年度:48.7% ⇒ R9年度:53.3%(46.7%)

※ ( ) 内の数値は事業を実施しなかった場合の推計  
 ※数値は対象系統の乗車密度の平均値と対象系統の経常費用及び経常収益見込みの合算値から推計した収支率

## 議案5 北海道上川地域公共交通計画の一部改定（案）について

北海道上川地域公共交通計画（以下「広域計画」という）について、下記の理由により別紙のとおり一部を改定する。

### 記

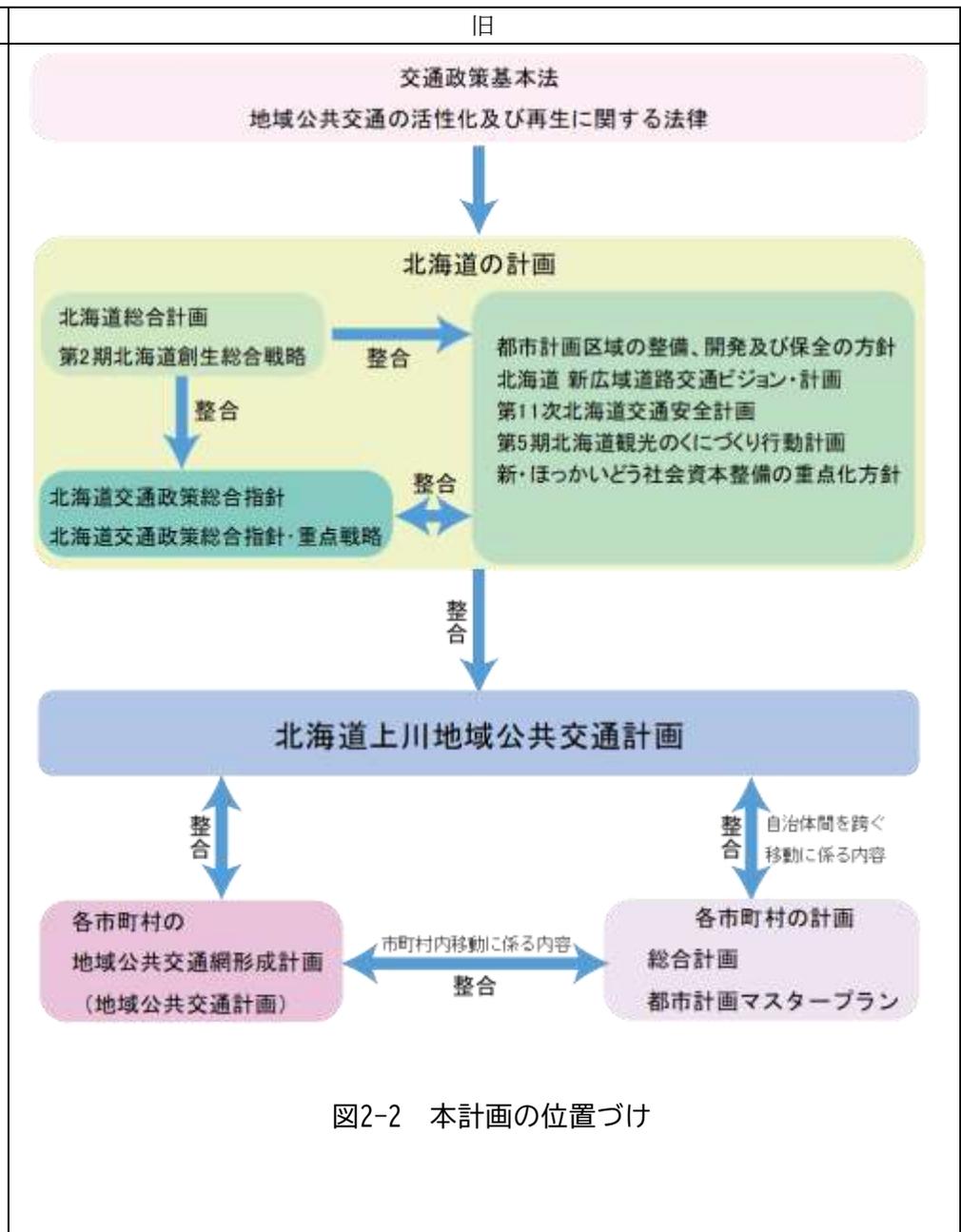
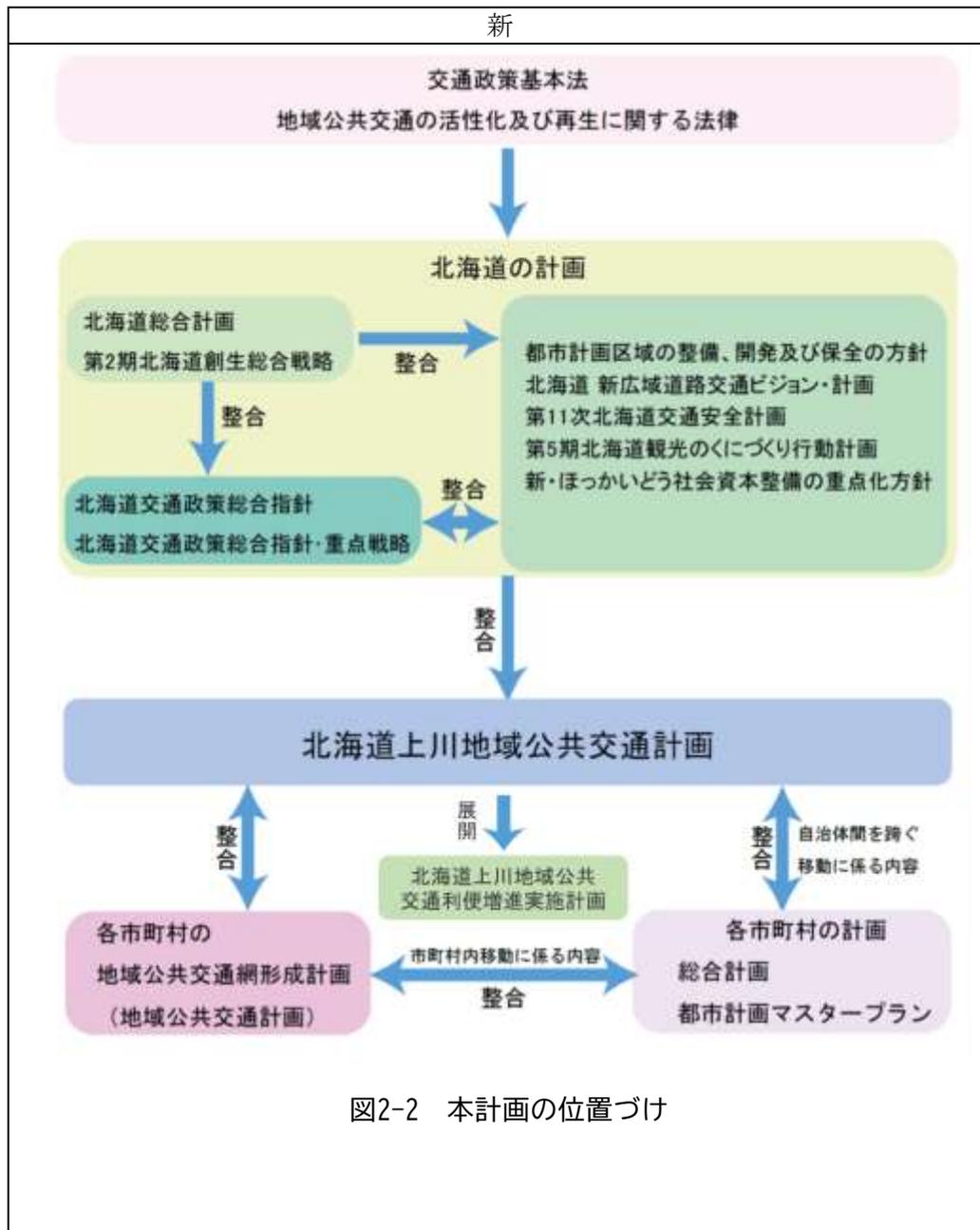
- 1 北海道上川地域公共交通利便増進実施計画策定による広域計画記載内容の追加・変更
- 2 路線バス事業者の事業計画変更による広域計画記載内容の追加・変更

事業者名	系統名	事業計画等の変更の概要	実施時期（予定）
道北バス	名寄線	北海道上川地域公共交通利便増進実施計画に基づく事業実施による変更。	令和6年10月
	愛別線 （比布経由）		
	ぴっぷスキー場線		
	層雲峡線		
	当麻線		
	美瑛線	白金線との運行ダイヤ等の調整による系統廃止。	令和6年10月

○北海道上川地域公共交通計画の一部を次のとおり改定する。

新旧対照表（案）

新			旧		
表2-16 上川地域における公共交通の位置づけ			表2-16 上川地域における公共交通の位置づけ		
位置付け	本地域の交通資源	路線等	位置付け	本地域の交通資源	路線等
幹線交通	鉄道	函館本線、宗谷本線、石北本線	鉄道	函館本線、宗谷本線、石北本線	
	航空機	国内線、（国際線）	航空機	国内線、（国際線）	
	バス	都市間バス	バス	都市間バス	
広域交通	鉄道	根室本線、富良野線、石勝線	鉄道	根室本線、富良野線、石勝線	
	バス	地域間幹線系統※1【国・道補助路線】 名寄線、愛別線、白金線、当麻線、層雲峡線、旭川線（ラベンダー号）、恩根内線、下川線、興部線、旭川空港経由旭岳線（いで湯号）、西達布線、留萌旭川線、深旭線 市町村生活バス路線※2【道・市町村補助路線】 トナム線、富良野線 その他路線 中多寄線（日向経由）、深名線など	バス	地域間幹線系統※1【国・道補助路線】 名寄線、愛別線、 <b>ぴっぴスキー場線</b> 、白金線、 <b>美瑛線</b> 、当麻線、層雲峡線、旭川線（ラベンダー号）、恩根内線、下川線、興部線、旭川空港経由旭岳線（いで湯号）、西達布線、留萌旭川線、深旭線 市町村生活バス路線※2【道・市町村補助路線】 トナム線、富良野線 その他路線 中多寄線（日向経由）、深名線など	
生活圏交通	バス	市町村内及び近郊を運行するバス	バス	市町村内及び近郊を運行するバス	
	ハイヤー・タクシー		ハイヤー・タクシー		
	その他	市町村等が実施する輸送サービス	その他	市町村等が実施する輸送サービス	
令和6年（2024年）6月時点			令和5年（2023年）12月時点		
（※表4-1と同一の表）			（※表4-1と同一の表）		



新

表 6-1 広域交通（路線バス）の維持・確保の方針

方面	路線名	役割	維持・確保の方針
旭川市く名寄市方面	名寄線 【地域間幹線系統】 (R4 輸送量 20.0 人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国道 40 号線沿いの病院への通院や高校への通学など地域住民の生活交通として機能している。</li> <li>○ 並行する J R 宗谷本線と同様に広域的輸送の機能の一部を担っている。</li> </ul>	<p>地域公共交通確保維持改善事業を活用し、沿線住民の日常生活の移動や広域的な移動手段を持続的に確保していく。</p> <p>また、住民等の移動実態やニーズを踏まえ、最適化を検討しながら移動手段の確保に努める。</p>
	愛別線 【地域間幹線系統】 (R4 輸送量 20.0 人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国道 40 号線沿いの病院への通院や高校への通学など地域住民の生活交通として機能している。</li> <li>○ 並行する J R 宗谷本線、J R 石北本線と同様に広域的輸送の機能の一部を担っている。</li> </ul>	<p>地域公共交通確保維持改善事業を活用し、沿線住民の日常生活の移動や広域的な移動手段を持続的に確保していく。</p> <p>また、住民等の移動実態やニーズを踏まえ、最適化を検討しながら移動手段の確保に努める。</p>
旭川市く上川町方面	層雲峡線 【地域間幹線系統】 (R4 輸送量 20.7 人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 旭川市内の病院への通院など地域住民の生活交通として機能している。</li> <li>○ J R 石北本線と同様に広域的輸送の機能の一部を担っている。</li> </ul>	<p>地域公共交通確保維持改善事業を活用し、沿線住民の日常生活の移動や広域的な移動手段を持続的に確保していく。</p> <p>また、住民等の移動実態やニーズを踏まえ、最適化を検討しながら移動手段の確保に努める。</p>
	当麻線 【地域間幹線系統】 (R4 輸送量 43.5 人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当麻町市街地と当麻町民の生活圏である旭川市永山地区とを直接結ぶ路線として利用が多く、地域住民の生活交通として機能している。</li> </ul>	<p>地域公共交通確保維持改善事業を活用し、沿線住民の日常生活の移動や広域的な移動手段を持続的に確保していく。</p> <p>また、住民等の移動実態やニーズを踏まえ、最適化を検討しながら移動手段の確保に努める。</p>

旧

表 6-1 広域交通（路線バス）の維持・確保の方針

方面	路線名	役割	維持・確保の方針
旭川市く名寄市方面	名寄線 【地域間幹線系統】 (R4 輸送量 20.0 人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国道 40 号線沿いの病院への通院や高校への通学など地域住民の生活交通として機能している。</li> <li>○ 並行する J R 宗谷本線と同様に広域的輸送の機能の一部を担っている。</li> </ul>	<p>地域公共交通確保維持改善事業を活用し、沿線住民の日常生活の移動や広域的な移動手段を持続的に確保していく。</p> <p>また、住民等の移動実態やニーズを踏まえ、最適化を検討しながら移動手段の確保に努める。</p>
	愛別線 【地域間幹線系統】 (R4 輸送量 20.0 人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国道 40 号線沿いの病院への通院や高校への通学など地域住民の生活交通として機能している。</li> <li>○ 並行する J R 宗谷本線、J R 石北本線と同様に広域的輸送の機能の一部を担っている。</li> </ul>	<p>地域公共交通確保維持改善事業を活用し、沿線住民の日常生活の移動や広域的な移動手段を持続的に確保していく。</p> <p>また、住民等の移動実態やニーズを踏まえ、最適化を検討しながら移動手段の確保に努める。</p>
	びっぴ スキー場線 【地域間幹線系統】 (R4 輸送量 6.4 人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国道 40 号線沿いの病院への通院や高校への通学など地域住民の生活交通として機能している。</li> <li>○ 並行する J R 宗谷本線と同様に広域的輸送の機能の一部を担っている。</li> </ul>	<p>地域公共交通確保維持改善事業を活用するとともに、当該系統を比布駅乗入として比布駅～スキー場の町営バスと統合するなど、住民等の移動実態やニーズを踏まえ、最適化を図りながら移動手段の確保に努める。</p>
旭川市く上川町方面	層雲峡線 【地域間幹線系統】 (R4 輸送量 20.7 人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 旭川市内の病院への通院など地域住民の生活交通として機能している。</li> <li>○ J R 石北本線と同様に広域的輸送の機能の一部を担っている。</li> </ul>	<p>地域公共交通確保維持改善事業を活用し、沿線住民の日常生活の移動や広域的な移動手段を持続的に確保していく。</p> <p>また、住民等の移動実態やニーズを踏まえ、最適化を検討しながら移動手段の確保に努める。</p>
	当麻線 【地域間幹線系統】 (R4 輸送量 43.5 人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当麻町市街地と当麻町民の生活圏である旭川市永山地区とを直接結ぶ路線として利用が多く、地域住民の生活交通として機能している。</li> </ul>	<p>地域公共交通確保維持改善事業を活用し、沿線住民の日常生活の移動を持続的に確保していく。</p> <p>また、住民等の移動実態やニーズを踏まえ、最適化を検討しながら移動手段の確保に努める。</p>

新				旧			
方面	路線名	役割	維持・確保の方針	方面	路線名	役割	維持・確保の方針
旭川市 富良野市方面	白金線 【地域間幹線系統】 (R4 輸送量 17.1 人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 美瑛駅からびえい白金温泉や白金青い池への観光利用や旭川市内での利用が多い。</li> <li>○ 旭川市内の病院への通院など地域住民の生活交通として機能している。</li> </ul>	地域公共交通確保維持改善事業を活用し、沿線住民の日常生活の移動や、広域的な移動手段を持続的に確保していく。 また、沿線のびえい白金温泉や白金青い池への観光利用を充実させるためJRとの接続改善を行うなど、観光客や住民等の移動実態やニーズを踏まえ、最適化を図りながら、移動手段の確保に努める。	旭川市 富良野市方面	美瑛線 【地域間幹線系統】 (R4 輸送量 10.5 人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 旭川市内の病院への通院など地域住民の生活交通として機能している。</li> <li>○ JR富良野線と同様に広域的輸送の機能の一部を担っている。</li> </ul>	地域公共交通確保維持改善事業を活用し、沿線住民の日常生活の移動や、広域的な移動手段を持続的に確保していく。 また、住民等の移動実態やニーズを踏まえ、最適化を検討しながら移動手段の確保に努める。
	旭川線 (ラベンダー号) 【地域間幹線系統】 (R4 輸送量 54.4 人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 富良野市から中富良野町、上富良野町、美瑛町の市街地や旭川空港、旭川医大病院を経由して旭川市へ至る路線として、沿線市町村から旭川市や富良野市への病院への通院等の生活路線としての利用が多い。</li> <li>○ 旭川空港から沿線の観光地へ向かうことができる観光路線としての側面を併せ持ち、観光客の利用も多い。</li> </ul>	地域公共交通確保維持改善事業を活用するとともに、旭川空港での航空機との接続改善の検討やJR富良野線との連携など、地域の公共交通サービスの利用促進に向けて、現行の交通体系を維持していく。 また、観光客や住民等の移動実態やニーズを踏まえ、最適化を検討しながら移動手段の確保に努める。		白金線 【地域間幹線系統】 (R4 輸送量 17.1 人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 美瑛駅からびえい白金温泉や白金青い池への観光利用や旭川市内での利用が多い。</li> <li>○ 旭川市内の病院への通院など地域住民の生活交通として機能している。</li> </ul>	地域公共交通確保維持改善事業を活用し、沿線住民の日常生活の移動や、広域的な移動手段を持続的に確保していく。 また、沿線のびえい白金温泉や白金青い池への観光利用を充実させるためJRとの接続改善を行うなど、観光客や住民等の移動実態やニーズを踏まえ、最適化を図りながら、移動手段の確保に努める。
	旭川空港経由 旭岳線 (いで湯号) 【地域間幹線系統】 (R6 計画輸送量 15.0 人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 旭川市から旭川空港を経由し、旭岳ロープウェイに至る路線で、主に観光目的での輸送を担っている。</li> </ul>	地域公共交通確保維持改善事業を活用し、沿線住民の日常生活の移動や観光客の広域的な移動手段を確保していくとともに、利用促進を図っていく。		旭川線 (ラベンダー号) 【地域間幹線系統】 (R4 輸送量 54.4 人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 富良野市から中富良野町、上富良野町、美瑛町の市街地や旭川空港、旭川医大病院を経由して旭川市へ至る路線として、沿線市町村から旭川市や富良野市への病院への通院等の生活路線としての利用が多い。</li> <li>○ 旭川空港から沿線の観光地へ向かうことができる観光路線としての側面を併せ持ち、観光客の利用も多い。</li> </ul>	地域公共交通確保維持改善事業を活用するとともに、旭川空港での航空機との接続改善の検討やJR富良野線との連携など、地域の公共交通サービスの利用促進に向けて、現行の交通体系を維持していく。 また、観光客や住民等の移動実態やニーズを踏まえ、最適化を検討しながら移動手段の確保に努める。
					旭川空港経由 旭岳線 (いで湯号) 【地域間幹線系統】 (R6 計画輸送量 15.0 人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 旭川市から旭川空港を経由し、旭岳ロープウェイに至る路線で、主に観光目的での輸送を担っている。</li> </ul>	地域公共交通確保維持改善事業を活用し、沿線住民の日常生活の移動や観光客の広域的な移動手段を確保していくとともに、利用促進を図っていく。

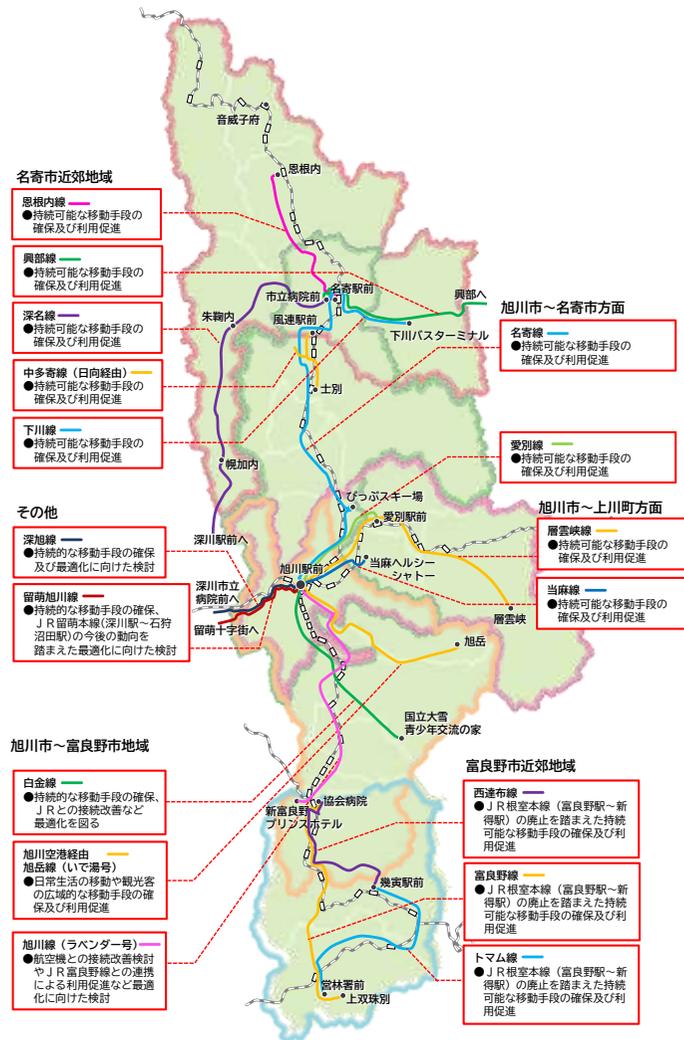


図 6-1 上川地域における広域交通（路線バス）の方向性

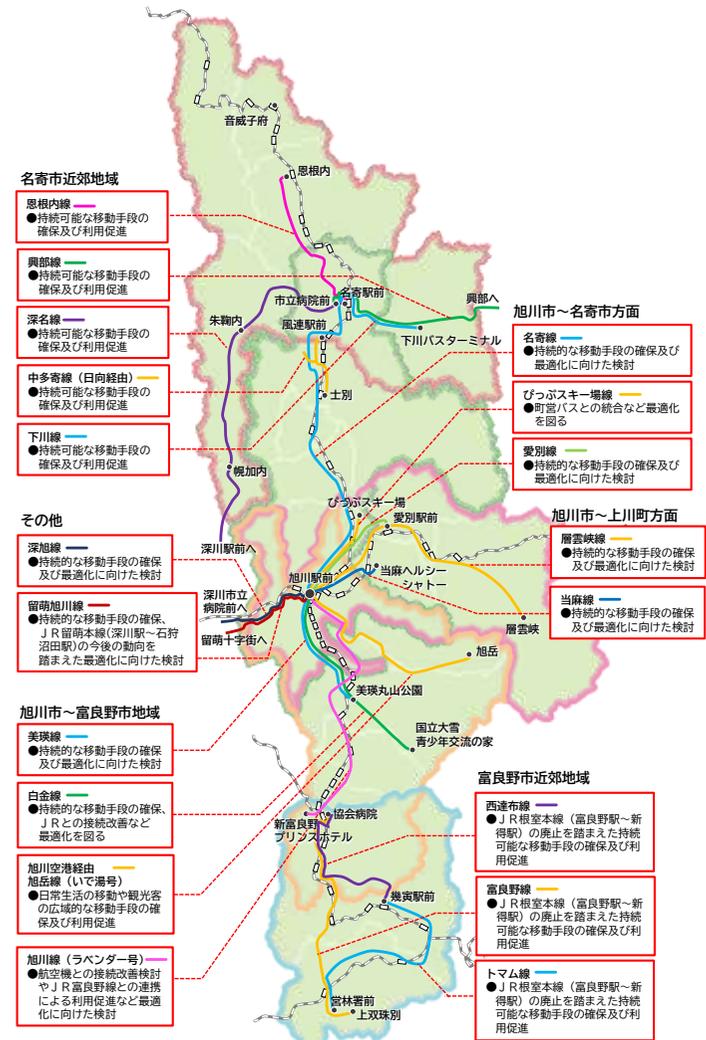


図 6-2 上川地域における広域交通（路線バス）の方向性

7-2 | 各施策・事業の実施方針

各施策に関する取組内容は以下のとおりである。

(1) 広域交通の最適化に向けた連携体制の構築による取組の推進（地域公共交通利便増進事業）

目的等	国・北海道・市町村・各交通事業者等が連携体制を構築し、広域交通の維持・確保に関する取組の推進を図る。				
取組概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>公共交通事業者と北海道、市町村、国が参加する協議会やエリア別検討会を継続的かつ定期的に開催する。</li> <li>協議会やエリア別検討会での協議を基に、路線やサービス水準等の検討及び関係者間連携を推進し、広域交通の最適化を図る。</li> <li>地域交通に関わる事業者や行政担当者などの間で最新情報やノウハウなどの情報共有や意見交換などの機会を設け、連携体制を強化する。</li> </ol>				
取組主体	国・北海道・市町村・交通事業者				
取組内容	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会への参加</li> <li>交通担当者向けの研修会の開催</li> <li>先進事例等の情報提供</li> </ul>			
	北海道	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村、交通事業者との調整</li> <li>協議会・エリア別検討会の運営・参加</li> <li>最適化に係る協議・検討</li> <li>交通担当者向けの研修会や意見交換会の開催</li> </ul>			
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会・エリア別検討会への参加</li> <li>最適化に係る協議・検討</li> <li>研修会や情報交換会への参加</li> </ul>			
	交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会・エリア別検討会への参加</li> <li>最適化に係る協議・検討</li> <li>最適化実施と実施後の利用データ取得及び利用状況のモニタリング</li> <li>運行状況等のデータ提供</li> </ul>			
スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9
	北海道上川地域公共交通活性化協議会、エリア別検討会の開催				
	最適化に係る協議・検討・実施				
	研修会・情報交換会の開催・参加				
運行状況等のデータ提供、利用状況のモニタリング					

7-2 | 各施策・事業の実施方針

各施策に関する取組内容は以下のとおりである。

(1) 広域交通の最適化に向けた連携体制の構築による取組の推進

目的等	国・北海道・市町村・各交通事業者等が連携体制を構築し、広域交通の維持・確保に関する取組の推進を図る。				
取組概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>公共交通事業者と北海道、市町村、国が参加する協議会やエリア別検討会を継続的かつ定期的に開催する。</li> <li>協議会やエリア別検討会での協議を基に、路線やサービス水準等の検討及び関係者間連携を推進し、広域交通の最適化を図る。</li> <li>地域交通に関わる事業者や行政担当者などの間で最新情報やノウハウなどの情報共有や意見交換などの機会を設け、連携体制を強化する。</li> </ol>				
取組主体	国・北海道・市町村・交通事業者				
取組内容	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会への参加</li> <li>交通担当者向けの研修会の開催</li> <li>先進事例等の情報提供</li> </ul>			
	北海道	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村、交通事業者との調整</li> <li>協議会・エリア別検討会の運営・参加</li> <li>最適化に係る協議・検討</li> <li>交通担当者向けの研修会や意見交換会の開催</li> </ul>			
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会・エリア別検討会への参加</li> <li>最適化に係る協議・検討</li> <li>研修会や情報交換会への参加</li> </ul>			
	交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会・エリア別検討会への参加</li> <li>最適化に係る協議・検討</li> <li>最適化実施と実施後の利用データ取得及び利用状況のモニタリング</li> <li>運行状況等のデータ提供</li> </ul>			
スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9
	北海道上川地域公共交通活性化協議会、エリア別検討会の開催				
	最適化に係る協議・検討・実施				
	研修会・情報交換会の開催・参加				
運行状況等のデータ提供、利用状況のモニタリング					

(4) 快適な公共交通利用空間の整備やシームレスな乗継確保（地域公共交通利便増進事業）

目的等	乗継拠点やバス停等を整備し、乗り継ぎをスムーズに行えるようにすることで利便性を向上させ、利用者の満足度向上や利用促進につなげる。				
取組概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 快適な利用に向け、バスの現在地や遅れなどの運行情報を提供する。</li> <li>2. 乗継拠点やバス停等の整備を実施し、利用者にやさしい公共交通環境をつくる。</li> <li>3. 鉄道とバス、バスとバスなど、輸送手段相互のシームレスな乗継のための取組を推進する。</li> </ol>				
取組主体	・国 ・北海道 ・市町村 ・交通事業者				
取組内容	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な助言や情報提供</li> </ul>			
	北海道	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係者間の調整、先進事例の情報提供</li> </ul>			
取組内容	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の取組への協力</li> </ul>			
	交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>バスロケーションシステム（バスキタ！旭川）の周知・利用促進</li> <li>乗継拠点など利用環境の整備</li> <li>シームレスな乗り継ぎのための事業者連携の取組を推進</li> </ul>			
取組内容					
	バスロケーションシステム バスキタ！旭川 画面 出典：https://asa.buskita.com/#map				
スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9
	バスキタの周知・利用促進				
	ニーズ把握・検討				
	ニーズ把握・検討				
乗継拠点・バス停整備					
シームレスな乗り継ぎのための事業者連携推進					

(4) 快適な公共交通利用空間の整備やシームレスな乗継確保

目的等	乗継拠点やバス停等を整備し、乗り継ぎをスムーズに行えるようにすることで利便性を向上させ、利用者の満足度向上や利用促進につなげる。				
取組概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 快適な利用に向け、バスの現在地や遅れなどの運行情報を提供する。</li> <li>2. 乗継拠点やバス停等の整備を実施し、利用者にやさしい公共交通環境をつくる。</li> <li>3. 鉄道とバス、バスとバスなど、輸送手段相互のシームレスな乗継のための取組を推進する。</li> </ol>				
取組主体	・国 ・北海道 ・市町村 ・交通事業者				
取組内容	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な助言や情報提供</li> </ul>			
	北海道	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係者間の調整、先進事例の情報提供</li> </ul>			
取組内容	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の取組への協力</li> </ul>			
	交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>バスロケーションシステム（バスキタ！旭川）の周知・利用促進</li> <li>乗継拠点など利用環境の整備</li> <li>シームレスな乗り継ぎのための事業者連携の取組を推進</li> </ul>			
取組内容					
	バスロケーションシステム バスキタ！旭川 画面 出典：https://asa.buskita.com/#map				
スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9
	バスキタの周知・利用促進				
	ニーズ把握・検討				
	ニーズ把握・検討				
乗継拠点・バス停整備					
シームレスな乗り継ぎのための事業者連携推進					

(5) 観光誘客による公共交通の利用促進（地域公共交通利便増進事業）

目的等	観光客にとっても利用しやすい公共交通を整備することで、本地域の観光における公共交通利用者の増加につなげる。				
取組概要	1. 地域の観光施策と連携し、観光における公共交通の利用促進に取り組む。 2. 住民はもとより観光客などの来訪者が幹線交通・広域交通・生活圏交通を含め、スムーズな乗換ができるような環境の構築を推進する。				
取組主体	・国 ・北海道 ・市町村 ・交通事業者				
取組内容	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な助言や情報提供</li> </ul>			
	北海道	<ul style="list-style-type: none"> <li>エリア別検討会において、スムーズな乗換のできる結節点の構築を含め、観光施策と連携した利用促進の取組について、情報共有を図るとともに検討を実施</li> <li>ホームページでの「かみくるバス」等の情報発信</li> <li>交通事業者・市町村と連携した路線バスと鉄道の総合時刻表の作成・配布（再掲）</li> </ul>			
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>スムーズな乗換のできる結節点の構築に向けた検討</li> <li>エリア別検討会において、観光施策と連携した利用促進の取組について、情報共有を図るとともに検討を実施</li> <li>ホームページでの「かみくるバス」等の情報発信</li> <li>交通事業者・北海道と連携した路線バスと鉄道の総合時刻表の作成・配布（再掲）</li> </ul>			
	交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>スムーズな乗換のできる結節点の構築に向けた検討</li> <li>乗車人数など利用動向に係るデータの把握・提供</li> <li>ホームページでの「かみくるバス」等の情報発信</li> <li>北海道・市町村と連携した路線バスと鉄道の総合時刻表の作成・配布（再掲）</li> </ul>			
スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9
	スムーズな乗換ができる結節点の構築に向けた検討		スムーズな乗換ができる結節点の構築に向けた取組の実施		
	観光誘客に資する企画列車等の実施検討		観光誘客に資する企画列車等の実施	結果検証	
	観光施策と連携した利用促進の検討	観光施策と連携した利用促進の検討・取組			
	路線バスと鉄道の総合時刻表の作成	路線バスと鉄道の総合時刻表の配布			

(5) 観光誘客による公共交通の利用促進

目的等	観光客にとっても利用しやすい公共交通を整備することで、本地域の観光における公共交通利用者の増加につなげる。				
取組概要	1. 地域の観光施策と連携し、観光における公共交通の利用促進に取り組む。 2. 住民はもとより観光客などの来訪者が幹線交通・広域交通・生活圏交通を含め、スムーズな乗換ができるような環境の構築を推進する。				
取組主体	・国 ・北海道 ・市町村 ・交通事業者				
取組内容	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な助言や情報提供</li> </ul>			
	北海道	<ul style="list-style-type: none"> <li>エリア別検討会において、スムーズな乗換のできる結節点の構築を含め、観光施策と連携した利用促進の取組について、情報共有を図るとともに検討を実施</li> <li>ホームページでの「かみくるバス」等の情報発信</li> <li>交通事業者・市町村と連携した路線バスと鉄道の総合時刻表の作成・配布（再掲）</li> </ul>			
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>スムーズな乗換のできる結節点の構築に向けた検討</li> <li>エリア別検討会において、観光施策と連携した利用促進の取組について、情報共有を図るとともに検討を実施</li> <li>ホームページでの「かみくるバス」等の情報発信</li> <li>交通事業者・北海道と連携した路線バスと鉄道の総合時刻表の作成・配布（再掲）</li> </ul>			
	交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>スムーズな乗換のできる結節点の構築に向けた検討</li> <li>乗車人数など利用動向に係るデータの把握・提供</li> <li>ホームページでの「かみくるバス」等の情報発信</li> <li>北海道・市町村と連携した路線バスと鉄道の総合時刻表の作成・配布（再掲）</li> </ul>			
スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9
	スムーズな乗換ができる結節点の構築に向けた検討		スムーズな乗換ができる結節点の構築に向けた取組の実施		
	観光誘客に資する企画列車等の実施検討		観光誘客に資する企画列車等の実施	結果検証	
	観光施策と連携した利用促進の検討	観光施策と連携した利用促進の検討・取組			
	路線バスと鉄道の総合時刻表の作成	路線バスと鉄道の総合時刻表の配布			

8-4 | 地域公共交通利便増進実施計画の策定

本計画に定めた施策を展開するにあたり、地域のニーズにきめ細かく対応し、利便性の高い運送サービスの持続可能な提供の確保や、事業の実施に係る確実性や円滑化を図るため、エリア別検討会における協議結果を踏まえ、必要に応じて上川地域の一定のエリアを対象とした地域公共交通利便増進実施計画を策定する。

(1) エリア別検討会（旭川市～名寄市・上川町方面）における取組推進

旭川市から名寄市方面及び旭川市から上川町方面を対象としたエリア別検討会における、広域路線の最適化やサービス水準等の協議を踏まえ、当該地域を対象とした地域公共交通利便増進実施計画を策定することとし、持続可能な公共交通ネットワークの確保に向けて、「利便増進事業」を以下のとおり実施する。

<利便増進事業の概要>

広域的な公共交通ネットワークの持続的な確保に向けて、国及び北海道における支援制度である「利便増進事業」を活用し、公共交通の競合解消と運行頻度の適正化といった「広域交通の最適化」や、経路変更による駅での結節化といった「最適化と併せて実施する公共交通のサービス向上」を進める。

表 8-3 利便増進事業における対象系統と概要等

対象系統	位置づけ・役割
名寄線	○国道 40 号線沿いの病院への通院や高校への通学など地域住民の生活交通として機能している。 ○並行する J R 宗谷本線と同様に広域的輸送の機能の一部を担っている。
愛別線 (比布経由)	○国道 40 号線沿いの病院への通院や高校への通学など地域住民の生活交通として機能している。 ○並行する J R 宗谷本線、J R 石北本線と同様に広域的輸送の機能の一部を担っている。
層雲峡線	○旭川市内の病院への通院など地域住民の生活交通として機能している。 ○J R 石北本線と同様に広域的輸送の機能の一部を担っている。
当麻線	○当麻町市街地と当麻町民の生活圏である旭川市永山地区とを直接結ぶ路線として利用が多く、地域住民の生活交通として機能している。

※利便増進事業の実施に伴う新設系統を含む

(2) その他のエリア別検討会における取組推進

本計画に定めた各エリア別検討会における議論の状況を踏まえながら、必要に応じて地域公共交通利便増進実施計画の策定を検討するなど取組の推進を図る。

新規搭載

## 議案6 北海道上川地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について

下記の理由により、北海道上川地域公共交通活性化協議会規約の一部を改定する。

### 記

- 1 構成員の所属団体の組織変更による変更  
旭川市、美深町、中川町
  
- 2 構成員の追加  
組織名 一般社団法人旭川地区ハイヤー協会  
委員 会長

#### 【旭川地区ハイヤー協会】

名 称 一般社団法人旭川地区ハイヤー協会

構成員 北海道運輸局旭川運輸支局管内の個人・団体のハイヤー・タクシー事業者  
53法人

## 北海道上川地域公共交通活性化協議会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、北海道上川地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1） 地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議
- （2） 地域公共交通計画の実施に関する協議
- （3） 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施
- （4） 前3号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な業務

（協議会の委員）

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 委員の報酬及び費用弁償に関する事項は、会長が別に定める。

（協議会の役員）

第5条 協議会に次の役員を置く。

- （1） 会長 1名
- （2） 副会長 1名
- （3） 監事 2名

2 会長は、北海道上川総合振興局副局長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、会長が指名する委員をもって充てる。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長の職務を代理する。

6 監事は、協議会の出納を監査し、その結果を会長に報告しなければならない。

7 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

（総会）

第6条 総会は、委員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会は、次に掲げる事項を協議し、議決する。

- （1） 協議会の規約の制定及び改廃に関する事項
- （2） 地域公共交通計画の作成及び実施に関する事項
- （3） 事業計画の決定及び事業報告の承認に関する事項
- （4） 予算の決定及び決算の承認に関する事項
- （5） 協議会の解散に関する事項
- （6） その他協議会の運営上必要と会長が認めた事項

4 総会の議長は、会長がこれに当たり、会長が欠席した場合にあっては、会長が指名した者がこれに当たる。

5 会長は、総会の開催の日時、場所及び総会に付議すべき案件をあらかじめ委員に通知しなければならない。

6 総会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

7 総会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第3項第5号に掲げる事項にあっては、委員の総数の4分の3以上で決するものとする。

- 8 委員は、やむを得ない理由により総会に出席することができないときは、あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使し、又は当該委員の所属する団体の職員を代理人として議決権を委任することができる。この場合において、当該委員は、総会に出席したものとみなす。
- 9 総会は、原則として公開とする。ただし、総会において個人情報を取り扱う場合その他会議を公開することにより総会の運営に支障が生ずると会長が認めるときは、全部又は一部を公開しないこととすることができる。
- 10 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を総会に出席させ、意見を聴取することができる。
- 11 第4項から前項までの規定にかかわらず、会長が認めるときは、第3項各号に掲げる事項について書面により委員の意見を徴する方法により総会を行うことができる。この場合において、会長が指定する期日までに書面を提出した委員の2分の1（同項第5号に掲げる事項にあつては、委員の総数の4分の3）以上が当該事項について同意したときは、当該同意をもって総会の議決があつたものとみなす。

12 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（エリア別検討会）

第7条 第3条各号に掲げる事業について検討を行う必要があるときは、協議会にエリア別検討会を置くことができる。

2 エリア別検討会の組織、運営その他必要な事項は、前条の規定に準じて会長が別に定める。

（協議結果の尊重義務）

第8条 委員は、協議会において協議が調つた事項については、その結果を尊重しなければならない。

（守秘義務）

第9条 委員並びに第6条第10項の規定により総会に出席した者及び第7条に規定するエリア別検討会に出席した者は、個人情報その他協議会の運営上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（事務局）

第10条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、北海道上川総合振興局地域創生部地域政策課に置く。

3 事務局には、事務局長、事務局次長その他必要な職員を置く。

4 事務局長は、北海道上川総合振興局地域創生部長をもって充てる。

5 事務局は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 総会の運営に関すること。
- (2) 協議会の経費の執行及び管理に関すること。
- (3) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項に関すること。

6 前各項に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（財務）

第11条 協議会の経費は、負担金、補助金、繰越金その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

3 監事は、協議会の会計の監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議会が解散した場合の措置）

第12条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であつた者がこれを清算し、清算後は、その結果を委員であつた者に対し通知するものとする。

2 協議会が解散する際に有する残余財産の処分は、解散を議決した総会の時に議決を経て、その取扱いについて決定する。

(剰余金等の処理)

第13条 協議会は、決算において、剰余金が生じた場合には、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

2 協議会は、決算において、欠損金が生ずる見込みとなった場合には、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

(事故の処理)

第14条 協議会は、第3条各号に掲げる事業に起因する事故が生じたときは、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月19日から施行する。(別表(第4条関係)の一部改正)

附 則

この規約は、令和5年6月30日から施行する。(別表(第4条関係)の一部改正)

附 則

この規約は、令和6年6月 日から施行する。(別表(第4条関係)の一部改正)

別表（第4条関係）

## 【構成員】

区分	組織名	委員	備考
市 町 村	旭 川 市	交 通 空 港 課 長	副会長
	士 別 市	企 画 課 長	
	名 寄 市	総 合 政 策 部 参 事	
	富 良 野 市	企 画 振 興 課 長	
	鷹 栖 町	ま ち づ くり 推 進 課 長	監事
	東 神 楽 町	ま ち づ くり 推 進 課 長	監事
	当 麻 町	ま ち づ くり 推 進 課 長	
	比 布 町	総 務 企 画 課 長	
	愛 別 町	総 務 企 画 課 長	
	上 川 町	地 域 魅 力 創 造 課 長	
	東 川 町	都 市 建 設 課 長	
	美 瑛 町	ま ち づ くり 推 進 課 長	
	上 富 良 野 町	総 務 課 長	
	中 富 良 野 町	企 画 課 長	
	南 富 良 野 町	企画課まちづくりプロジェクト推進室長	
	占 冠 村	建 設 課 長	
	和 寒 町	総 務 課 長	
	剣 淵 町	総 務 課 長	
	下 川 町	税 務 住 民 課 長	
	美 深 町	企 画 商 工 観 光 課 長	
音 威 子 府 村	総 務 課 長		
中 川 町	地 域 振 興 課 長		
幌 加 内 町	地 域 振 興 室 長		
北 海 道 運 輸 局	旭 川 運 輸 支 局	首 席 運 輸 企 画 専 門 官	
公 共 交 通 事 業 者 等	道 北 バ ス 株 式 会 社	営 業 部 次 長	
	旭 川 電 気 軌 道 株 式 会 社	運 輸 部 次 長	
	名 士 バ ス 株 式 会 社	代 表 取 締 役	
	士 別 軌 道 株 式 会 社	代 表 取 締 役	
	ふ ら の バ ス 株 式 会 社	取 締 役 総 務 部 長	
	ジェイ・アール北海道バス株式会社	営 業 部 担 当 部 長	
	北 海 道 旅 客 鉄 道 株 式 会 社	地 域 交 通 改 革 部 長	
	北 海 道 エ ア ポ ー ト 株 式 会 社	旭 川 空 港 事 業 所 長	
	一 般 社 団 法 人 旭 川 地 区 ハ イ ヤ ー 協 会	会 長	
道 路 管 理 者	北 海 道 開 発 局 旭 川 開 発 建 設 部	道 路 計 画 課 長	
	北 海 道 上 川 総 合 振 興 局 旭 川 建 設 管 理 部	地 域 調 整 課 長	
公 安 委 員 会	北 海 道 警 察 旭 川 方 面 本 部	交 通 課 長	
北 海 道	上 川 総 合 振 興 局	副 局 長	会長